

裁判官会議（第10回）議事録

平成26年4月9日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、横田、白木、岡部、大谷、大橋、山浦、
小貫、鬼丸、木内、山本、山崎各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

人事について

安浪人事局長から、別紙に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の新規任命及び3の裁判官の転補等については、いずれも原案どおり決定し、4の平成26年春の叙勲の内定者については、報告がされた。

午前10時35分終了

議長

寺田進平

秘書課長

堀田真哉

(略)
裁判官会議資料
(4月9日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(平成26.4.9提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(平26.5.13)

松戸簡裁判事

中野智明

依願免本官(平26.5.1)

八王子簡裁判事(司掌者)

廣田民生

2 裁判官の新規任命について

小倉簡裁判事

古賀寛

3 裁判官の転補等について

東京地判事・東京簡裁判事

最高裁広報課付(東京地判事・東京

簡裁判事)

横山浩典(55)

札幌高判事・札幌簡裁判事

札幌地家判事・札幌簡裁判事

三宅康弘(48)

最高裁広報課付

東京地判事補・東京簡裁判事

近藤和久(57)

4 平成26年春の叙勲の内定者について(報告)

別添「平成26年春の叙勲受章者名簿(内定)」のとおり

裁判官会議（第11回）議事録

平成26年4月16日（水曜日）

裁判官会議室において、午前11時00分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、横田、白木、岡部、大谷、大橋、山浦、
小貫、鬼丸、木内、山本、山崎各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

1 常置委員について

堀田秘書課長から、別紙第1に基づき、平成26年5月1日から同年6月30日までの常置委員について説明があり、原案どおり決定した。

2 人事について

安浪人事局長から、別紙第2に基づき、大阪地方裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

- (1) 大阪地方裁判所長二本松利忠の定年退官に伴い、大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）小佐田潔を大阪地方裁判所長に補し、その後任者を大分地方、家庭裁判所長田川直之とし、その後任者を東京地方裁判所判事白石哲とする。
- (2) 名古屋高等裁判所判事長門栄吉の定年退官に伴い、福井地方、家庭裁判所長揖斐潔を名古屋高等裁判所判事（部の事務総括者）に補し、その後任者を横浜地方裁判所川崎支部長高部眞規子とする。

午前11時08分終了

議長

寺田道郎



秘書課長

堀田眞哉



裁判官会議（第12回）議事録

平成26年4月23日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、横田、白木、岡部、大谷、大橋、山浦、
小貫、鬼丸、木内、山本、山崎各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 安浪人事局長から、別紙第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官等については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の転補等、3の裁判官の海外出張及び4の裁判官の海外出張の変更については、いずれも原案どおり決定した。
- (2) 安浪人事局長から、別紙第2に基づき、和歌山地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。
ア 大阪高等裁判所判事田中澄夫の依願免本官に伴い、和歌山地方、家庭裁判所長森義之を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）に補し、その後任者を横浜地方裁判所判事佐村浩之とする。
イ 東京高等裁判所判事坂井満の依願免本官に伴い、東京地方、家庭裁判所立川支部長山田俊雄を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）に補し、その後任者を釧路地方、家庭裁判所長浜秀樹とし、その後任者を京都地方裁判所判事樋口裕晃とする。
ウ 大阪高等裁判所判事小島浩の依願免本官に伴い、青森地方、家庭裁判所長志田博文を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）に補し、その後任者を [REDACTED] とする。

午前10時54分終了

議長

寺田 伸介

秘書課長

坂井 真哉

・ (別紙第 1)
裁判官会議資料
(4 月 6 日開催)

裁判官会議付議人事関係事項 (平成26. 4. 23提出)

1 裁判官の退官等について

定年退官 (平26. 6. 7)	福岡高判事 (部総括) 犬 飼 真 二(28)
依願免本官 (平26. 6. 6)	福岡高判事 (部総括) 原 敏 雄(31)
依願免本官並びに兼官 (平26. 5. 31) (退官後 外務事務官)	最高裁秘書課付 (東京地判事補・東 京簡裁判事) 松 原 経 正(60)

2 裁判官の転補等について

東京地判事 (部総括) ・ 東京簡裁判 事	東京高判事・東京簡裁判事 千 葉 和 則(41)
横浜地家川崎支判事 (支部長) ・ 川 崎簡裁判事 (司掌者)	さいたま地家判事 (部総括) ・ さい たま簡裁判事 藤 下 健(35)
さいたま地家判事 (部総括) ・ さい たま簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事 針 塚 遵(41)
福岡高判事 (部総括)	さいたま地家川越支判事 (支部長) ・ 川越簡裁判事 (司掌者) 大 工 強(30)
さいたま地家川越支判事 (支部長) ・ 川越簡裁判事 (司掌者)	東京高判事 小 川 浩(35)
福岡高判事 (部総括)	広島高判事・広島簡裁判事 金 村 敏 彦(35)
広島高判事・広島簡裁判事	東京地判事・東京簡裁判事 平 井 直 也(53)

3 裁判官の海外出張について

別添「裁判官海外出張者名簿」のとおり

4 裁判官の海外出張の変更について

平成25年5月15日の裁判官会議に付議した人事関係事項中、東京地家判事
補・東京簡裁判事八巻牧子に対する海外出張命令の期間につき約2年間とあるの
を、約11か月間と変更する。